



熊私中高協第106号
平成30年6月7日

熊本県中学校長会
会長 有江 禎 裕 様

熊本県私立中学高等学校協会
会長 上 田 祐 規

熊本地震で被災した生徒に対する「平成31年度受験料の免除」について

このことについて、平成30年5月22日に開催した当協会の校長会において、熊本地震で被災した生徒への支援の一環として、「平成31年度受験料の免除」を下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

なお、貴会から貴会所属の各学校に対して、今回の決定内容を周知していただくようよろしくお願いいたします。

記

＜熊本地震被災生徒に対する平成31年度受験料の免除＞

○受験料を免除する学校

当協会所属の中学校・高等学校

○免除が受けられる対象生徒

熊本地震で被災し、半壊以上の罹災証明書又は長期避難世帯証明書の交付を受けた世帯の生徒

※受験料免除を受ける際は、罹災証明書又は長期避難世帯証明書（写しでも可）の提出が必要になります。

＜注1＞受験料免除は、平成29年度及び平成30年度に引き続き、3年目となります。

＜注2＞「長期避難世帯」とは、地震による土砂崩壊等で生命・身体に著しい危険があり、居住不可能な状態が継続している世帯のこと。なお、長期避難世帯証明書は、罹災証明書と同様に、市町村役場が交付しています。